

現代会計時評

駒澤大学教授 石川 純治

市場・企業・社会と会計

—IFRSの相対視点と中小企業会計の意義— **第15回**
(最終回)

異なる投資家像, 異なる会計観

—IFRS相対化の視点

第13回では現代の会計を経済、会計、法の3つの総体的視点から捉えることで、その今日の特性と問題性を明らかにした。また、第14回では世界経済の大きなスパンでの構造変化や資本主義経済の有り様が1つでないことを踏まえて、英米型世界標準の史的相対化の重要性を強調した。いずれもIFRS(国際会計基準)の相対化の視点であるが、最終回になる今回は、また別の視点を提供してみたい。キーワードは市場と企業と社会である。

現代の会計は(資本市場における)投資家のための会計といわれるが、一口に投資家といっても様々で、どういう投資家を想定するかで会計の有り様や会計観も変わってくる。例えば「企業」にとって望ましい投資家(長期投資家)と、「市場」にとって望ましい投資家とは違う。端的には、「異なる投資家像, 異なる会計観」である^①。この点で、「長期投資家と証券市場」と題するコラム(『日本経済新聞』2011年10月26日「大機小機」)での指摘はきわめて的確だ。例えば、想定する投資家が異なる結果、「市場関係者が決める規制やルールが企業経営者にはゆがんで見えてしまう。その典型が国際会計基準(IFRS)

である」とする点は重要だ。とりわけ「ゆがんで見える」という点は、例えば経済産業省の企業財務委員会中間報告書(2010年4月)のなかでの指摘、すなわち実体経済への影響、基軸となる会計思想の整理、そして上場単体の連単分離、という点に現れている。こうして、どのような投資家を想定してどのようなルールを決めるべきか、これが重要な課題となり、ここにIFRSが想定する投資家像があらためて問われる。

ところで、現代の会計は市場ベースの投資家のための会計がそのすべてではない。社会とりわけ地域社会にとって、それ以上に重要といえる会計がある。中小企業のための会計である。

中小企業憲章と「中小会計要領」の意義

—社会の主役のために

第14回でも触れたように、新たな資本主義経済においては共同社会の担い手として地域と中小企業がとりわけ重要になる。まさに「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役…国家の財産ともいべき存在」(中小企業憲章、平成22年6月閣議決定)であり、またそうでなければならない。

そうした基本理念の実現のため「憲章」ではいくつかの行動指針が示されているが、そのなかに会計の重要な役割が明記されている。「中

① この点は連載第13回での金融商品取引法(市場法)と会社法(組織法)との関係の議論にもつながる。

小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達強化を促す」(傍点筆者)である。

この点でも、今年2月「中小企業の会計に関する検討会」が公表した新たな会計ルールは注目される。「中小企業の会計に関する基本要領」(「中小会計要領」)である。この「要領」の重要なポイントは端的に2つ、1つはIFRSの影響回避、もう1つは「企業会計原則」の復活である。特に「企業会計原則」での一般原則、そして取得原価主義という会計観の復活は、必然的に前者の時価会計に根ざしたIFRS回避につながる^②(※補足1)。

ここで、「企業会計原則」の復活という点で、「連結財務諸表原則」の性格にも触れておくと、そこでは何よりも投資情報の重要性、つまり証券市場への投資参加の促進が強調される。そして、「企業会計原則」(単体)とは形式上は別個としても、その基礎に「企業会計原則」がおかれるとしている(昭和50年「連結財務諸表の制度化に関する意見書」二の3)。だが、連結での投資参加の促進というあり方と「企業会計原則」とは、その会計観は(今や水と油のごとく)大きく異なる。前者を証券市場での投資家のための投資判断会計といえ、後者は収支を基礎にした適正な利益計算会計といえる。こうして形式上ではなく、実質上がどうなのか、「企業会計原則」の復活は、とりわけIFRS影響下の今日、連結財務諸表の原則および会計基準の性格をあらためて問うことになる(※補足2)。

さて、先の「憲章」が国家政策(閣議決定)であり、「要領」もその一環として今後の普及と活用の促進が大いに期待される。特に政策金融など財務経営力と資金調達の強化に資すること

が重要になる(※補足3)。ここに、資本市場とはまた異なる別の会計の重要な役割を見出すことができる。まさに「…現在とは異なる社会システムを基礎にした別の会計を想定することが、歴史的に今存在するところの(“不信”に根ざした)会計を相対化することにつながる」わけである^③。「要領」で復活した会計観は、IFRS相対化のまた1つの重要な視点を提供している(【参考】の「会計基準の全体像」を参照)。

※補足1：ただ、売買目的有価証券が(キャッシュフローの裏付けのない)時価計上という例外的扱いになっているのは、それが時価会計の代表格だけに問題なしとしない。会社法や税法との調和ということなら(「要領」総論の1)、むしろその異質な会計観を受け入れた法制度側の問題性を会計側から問うべきであろう。「大切なことは、省令委任される側の企業会計の今日的性格をどこまでふまえての委任なのか、…その基礎にある会計思考の性格までふまえた委任なのかどうか」(前掲拙著『変貌する現代会計』178頁)と問うたゆえんである。

※補足2：昭和50年の「意見書」での「基準性」(「企業会計原則」が連結財務諸表原則の基礎に存在する一下記の④)からすれば、近時の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年、最終改正23年、第10項)での「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として」(傍点引用者)の基準性の内容が問題になる。何を基礎に置くかの基準性の対象(個別のさらに基礎にあるもの)が変化してきているからである(基準性としての「企業会計原則」の相対的後退化・希薄化、下記の⑤)。

④「企業会計原則」→個別→連結の基礎

⑤一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
→個別→連結の基礎

※補足3：例えば、日本政策金融公庫での「中小企業会計活用強化資金」の創設や「会計関連融資制度」の拡充、さらには中小企業政策審議会企業強化部会の「中間取りまとめ」(平成23年12月)での地域金融機関との関係強化、経営財務力の強化など^④。

② 連載第3回「企業会計の国際化と法人税制のあり方」では、IFRS回避のあり方に触れている。

③ 拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年)224頁「誰のための会計にするか」より。

【参考】IFRSと「中小会計要領」の位置

会社の分類により適用される会計基準は、右表のように連結で2つ(IFRSと日本基準)、単体で3つ(日本基準、「指針」、「要領」となる。^⑤その全体のなかで、IFRSと「要領」の相対的位置をつかむことが肝要である。そして、連単分離でも、日本基準、「指針」、「要領」のそれぞれの基礎にある会計観の相違が、補足2とも関連して吟味される必要がある(「指針」、「要領」は本来的には連単問題の対象外)。

会計基準の全体像—IFRSと「中小会計要領」の位置—

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準の任意適用	日本基準
金商法開示企業	約1,000社	日本基準	日本基準(簡略化)
会社法大会社	約10,000社	作成義務なし	中小指針
上記以外の株式会社	約260万社		中小会計要領

(出所)「非上場会社の会計基準に関する懇談会」の報告書資料に基づき作成

付記：連載「現代会計時評」は今回でひとまず最終回になります。途中、放送大学の番組作成等に専念せざるをえず、中断を余儀なくされました。この点、ご容赦いただければ幸いです。また別の機会に、コラムなどの形でおつきあいできればと思っています。

以下、第1回からの連載のタイトルと掲載号を記しておきます。ここ2、3年の出来事と合わせて、会計トピックスの推移を見る参考になればと思います。

第1回『『企業会計原則』が出てこないわけ』

(平成21年1月12日号, No.2901)

第2回「銀行の信用収縮と時価会計見直し」

(平成21年2月23日号, No.2907)

第3回「企業会計の国際化と法人税制のあり方」

(平成21年3月16日号, No.2910)

第4回『『日本版ロードマップ』案の課題』

(平成21年4月20日号, No.2915)

第5回「後入先出法が廃止されるわけ」

(平成21年5月25日号, No.2919)

第6回「時価会計見直し論の再燃」

(平成21年6月22日号, No.2923)

第7回「変わる財務諸表の様式」

(平成21年7月20日号, No.2927)

第8回『『公正な会計慣行』が争われる』

(平成21年8月31日号, No.2932)

第9回「負の『のれん』の正体と会計処理」

(平成21年9月14日号, No.2934)

第10回「金融商品会計基準の改定案をどう見る」

(平成21年10月5日号, No.2936)

第11回「現代会計の変容をどう見る」

(平成21年11月2日号, No.2940)

第12回「会計・法科大学院の理念と現実」

(平成21年12月21日号, No.2947)

第13回『『金融・開示・取引法』優位の現代会計』

(平成22年7月19日号, No.2975)

第14回「資本主義の多様性とIFRS」

(平成24年6月11日号, No.3068)

第15回「市場・企業・社会と会計」

(平成24年7月23日号, No.3074)

④ これに関連して、拙著『変わる会計、変わる日本経済』(日本評論社、2010年)163-164頁「国民に愛される銀行に」では地銀の信用収縮と地域金融機関のあり方に触れている。

⑤ 「指針」(「中小企業の会計に関する指針」)の問題点については、拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年)のトピック4「中小会社会計と会計参与制度」を参照。